自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内

自治会町内会活動、及び共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会・町内会館の整備に対する補助制度や融資制度、及び法人化などの概要について、御案内します。

◆ 補助制度について

<お問い合わせ先:区役所地域振興課>

1 補助対象

自治会・町内会館の整備に対する補助は、次の全ての項目に該当するときに受けられます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設であること
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設であること
- (3) 補助を受けた会館が他にないこと
- (4) 会議及び集会に必要な施設を備えていること
- (5) 建築基準法その他の法令に適合していること
- (6) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会・町内会の意思決定があること
- (7) 会館の利用規約等が整備されていること
- (8) 要綱に定める業者数以上の市内事業者(※注)による入札又は見積合わせにより業者選定を行っていること(工事請負業者は建設業の許可を受けた業者であること)
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備であること
 - ※注 市内事業者とは、<u>次のいずれかに該当する事業者</u>です。<u>市内に店舗や事務所等があっても</u> <u>該当しない場合(支店など)があります</u>ので、御注意ください。
 - ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
 - ◎ 登記簿の本店又は主たる事務所の所在地が市内で登記している者
 - ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

2 補助内容

	整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入		2分の1	1 ㎡当たり	新たに建物を建設し、又は現在の建物の
			97, 200 円	全部を撤去して新たに建物を建築すること
			かつ	
			1, 200 万円	
	特殊基礎工事費	2分の1	300 万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工
				事
	エレベーター設置工事費	2分の1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
ţ	曾築	2分の1	500 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修		2分の1	500 万円	建物の主要構造部の改修を含む工事
				耐震補強工事を含む
1	修繕	2分の1	200 万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至ら
				ない修繕

- **※** 改修における主要構造部とは、建築基準法における主要構造部をさします。
- ※ 外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1 を補助します。(新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- ※ 補助予定額が200万円を超える工事に対しては、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- ※ 特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 自治会町内会が整備する公園集会所についても補助内容は同じです。

3 申請手続

会館整備の計画については、あらかじめ区役所地域振興課へ御相談ください。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに事前の申出を行います。 横浜市の予算決定後、補助申請を行い、申請された年度内に工事の完了検査を受けます。
- 補助申請は、工事請負契約前又は売買契約締結前に、会の総意を証する総会の議事録・ (2)工事設計書などの必要書類を添付し、自治会町内会の代表者が行います。
- (3) 補助申請された内容について審査を行い、補助決定を行います。

なお、補助申請時に含まれていない費用については、原則として補助の対象になりません ので、補助申請後に工事内容に変更が生じた場合は、必ず、その着工前に、各区役所地域振 興課へご相談いただくよう、お願いします。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを 行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

(1) 区分所有者が管理する集会施設の整備

自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用 する施設で整備費を負担する場合に限り補助対象とします。

- (2) 他の町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助 限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の経費のみが補助対象となります。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- 補助金交付の条件に違反したとき (2)
- 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保にしたとき (3)
- (4) 補助金を受け、整備した建物を要綱で定める「財産の処分制限期間」内に処分(解体等) したとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年

 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

くお問い合わせ先:お近くの取扱金融機関>

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関に御相談ください。

1 融資を実施する金融機関(取扱金融機関)

株式会社 横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社 神奈川銀行

2 融資の内容

種類	融資利率	融資限度額
新築・購入・増築・改修	各金融機関が 定める	1,200 万円
修繕	所定の金利	500 万円

※ 融資額の単位は、10万円です。

3 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること(次ページ「自治会町内会の法人化」参照)
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

4 融資対象となる会館

横浜市の補助要綱に基づく補助の決定を受ける会館であること

5 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) 横浜市自治会・町内会館整備融資要綱に定めるところによる融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

6 返済期間・返済方法

返済期間は、10年以内(6か月の据置期間を含む。)の期間とします。

- (1) 返済は、元利均等の月割賦償還を原則とします。
- (2) 償還は、借受後6か月間据え置き、7か月目から行います。
- (3) 償還期間の満了前に未償還金の一部または全部を繰り上げて償還することもできます。 その場合は金融機関が定める所定の手数料を支払うことになります。

7 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。 なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

8 連帯保証人・担保

- (1) 融資を受けようとする自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合はこの限りでありません。
- (2) 物件等の担保は不要です。

◆ 自治会町内会の法人化

くお問い合わせ先:区役所地域振興課>

自治会町内会の会館などの不動産は団体名義での登記ができないため、役員個人名などで 登記することになりますが、相続問題など財産上のトラブルになる恐れがあります。

このため、団体名義で不動産登記が行えるよう、法人格の取得(自治会町内会の法人化)が 平成3年の地方自治法の改正により可能になりました。

法人格の取得については、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が 必要になります。

なお、横浜市との協定に基づく民間金融機関の融資を受ける場合は、法人化が必要です。

◆ 会館用地について

<お問い合わせ先:区役所地域振興課>

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・ 資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	743-8191	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ケ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2392
磯子区地域振興課 750-2391		瀬谷区地域振興課	367-5691

◆ 横浜市市民局ホームページでもご案内しています。

http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/kaikan

横浜市 市民局 地域活動推進課 Tel 671-2317・2318